

おくやみハンドブック



太田市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な
手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください
URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/10205>



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去に際し、謹んでお悔み申し上げます。
 太田市では、ご遺族の皆様が市役所をはじめとしたさまざまな届出等の手続きをわかりやすく進めていただくことを願い、「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
 このハンドブックが、少しでも皆様のお役に立てば幸いです。

太田市役所

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (43 ページ参照)
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

太田市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

おくやみ手続きナビについて

「おくやみ手続きナビ」とは、死亡届出後に行う数多くある手続きを、簡単な質問に答えていくだけで抽出し、手続き場所や必要書類などを確認することができる WEB サービスです。

ご利用方法

▶スマートフォンからのご利用

- ① 下記の QR コードを読み取り、画面を表示する。



おくやみ手続きナビ（太田市）QR コード



- ② 「案内をはじめる」ボタンを押し、亡くなられた方に関する質問に答える。
※答えがわからない場合は、「わからない」を選択してください。
- ③ 質問が終わると、「あなたに該当する手続き」が表示されます。
- ④ 表示された手続き名を押すと、各手続きに関する詳細な情報（手続きできる人、持ち物、手続き場所等）を確認することができます。

▶パソコンからのご利用

- ① 下記の URL からアクセスしてください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/10205>

※検索サイトから「全国自治体おくやみ手続きナビ」のワードで検索した場合は、「自治体名」から太田市を選択してください。

- ② 画面が表示された後の利用方法は、スマートフォンからの②～④と同様です。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
医療保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	軽自動車税が課税されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)・特定小型原付(電動キックボードなど)・小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)を所有していた	P.18
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	保険料が発生していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	(経過的) 福祉手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.23
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者(高齢重度障がい者を含む)福祉医療費受給資格者証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー料金給付利用権の交付を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	じん臓機能障がい等通院交通費助成金を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料の減免を受けていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	有料道路通行料の減免を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
<input type="checkbox"/>	日中一時支援(日帰り短期)・移動支援を利用していた		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	交通事故や労災事故で亡くなった	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	子ども福祉医療費受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等福祉医療費受給資格者証を交付されていた	P.31
上下水道	<input type="checkbox"/>	水道を使用していた	P.32
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.33
	<input type="checkbox"/>	パスポートを持っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を相続した	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	P.35
	<input type="checkbox"/>	土地区画整理事業地内の仮換地を相続した	P.36
	<input type="checkbox"/>	土地区画整理事業地内の保留地を相続した	
	<input type="checkbox"/>	空き家を相続した	P.37
<input type="checkbox"/>	八王子山公園墓地（納骨堂）を使用したい	P.38	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードの返却は必要ありません。死亡届の提出により失効します。 なお、相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0276-47-1937

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 ☎ 0276-47-1937

2. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 葬祭費の申請・保険証の返却

手続き詳細	期 限
<p>葬祭を行った方（喪主様）に葬祭費（5万円）が支給されます。</p> <p>※国民健康保険証以外をお使いの方は、勤務先または各健康保険組合へ確認してください。</p> <p>※社会保険等離脱後3か月以内に亡くなられた場合は社会保険等から埋葬料が支給されるため、国民健康保険からは支給されません。（亡くなられた方が社会保険等の被保険者本人であった場合に限る。）</p> <p>上記手続き終了後に、保険証を返却してください。なお、国民健康保険の喪失手続きは不要です。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（国民健康保険証兼高齢受給者証） <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの ・葬祭を行った方の <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等） <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 通帳（申請者と口座名義人が異なる場合、委任状が必要） <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書（写しでも可）または会葬礼状 	<p>国民健康保険課 ☎ 0276-47-1825</p>

手続き② 高額療養費支給申請手続き

手続き詳細	期 限
<p>該当する場合は、診療月の2か月後を目安に、案内ハガキを送付します。</p>	<p>診療を受けた月の翌月の 初日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届いた案内ハガキ <input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収書 <input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの） <p>※領収書を紛失した場合は、申請時にお申し出ください。</p>	<p>国民健康保険課 ☎ 0276-47-1825</p>

2. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証や国民健康保険特定疾病療養受療証を交付されていた場合は返却してください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険特定疾病療養受療証	国民健康保険課 ☎ 0276-47-1825

手続き④ 国民健康保険税

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の税額が変更になることがあります。 その場合には、葬祭費申請者または相続人宛に翌月以降、変更の通知を送付します。 また、新たに国民健康保険加入者の世帯主となった方については、翌月以降、納税通知書を送付します。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	国民健康保険課 ☎ 0276-47-1966

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。葬祭費の支給は原則葬祭執行者様の口座へ振込となります。</p> <p>【電子申請でのお手続き】</p> <p>右記のQRコードから、注意事項をお読みの上、お手続きください。口座名義人が葬祭執行者(喪主)様本人の場合のみ電子申請で受付することができます。</p>  <p>【申請書でのお手続き】</p> <p>上記以外の場合は、申請書を郵送しますので医療年金課までご連絡ください。またお近くの行政センター(太田行政センターを除く)やサービスセンターでも申請書をお渡ししております。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 葬祭を行なったことが確認できる葬祭執行者(喪主)様の氏名が記載されている書類(会葬礼状・葬祭に要した費用の領収書等)</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)様の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証)</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)様の振込口座がわかる通帳(銀行名支店名、口座番号等が確認できるページ)</p> <p>※電子申請の場合は上記3点の画像が必要になりますので事前にご用意の上、申請してください。</p>	<p>医療年金課 ☎ 0276-47-1926</p>

手続き② 高額療養費の申立申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立申請ができます。</p>	<p>診察月から2年間以内</p>
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定相続人の場合: 戸籍謄本の写し等 ・指定相続人の場合: 遺言書の写し等 	<p>医療年金課 ☎ 0276-47-1926</p>

2. 医療保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 後期高齢者医療保険料

手続き詳細	期 限
ご存命の期間で後期高齢者医療保険料の金額を再計算し、翌月以降に変更通知を送付します。 お預かりしすぎている場合は還付の申請書、不足している場合は納付書を同封します。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	医療年金課 ☎ 0276-47-1926

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	14日以内にお問合せください。 ※年金の支給を受ける権利は5年（死亡一時金は2年）です。
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	医療年金課 ☎ 0276-47-1941 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	14日以内にお問合せください。 ※年金の支給を受ける権利は5年（死亡一時金は2年）です。
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 太田年金事務所 ☎ 0276-49-3716

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	各共済組合へお問合せください。
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 <input type="checkbox"/> 未支給分がある場合は、受給権者と請求者の続柄を確認できる戸籍謄本	農業委員会事務局 ☎ 0276-20-9715

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課 ☎ 0276-47-1820

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	収納課 ☎ 0276-47-1936

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間(概ね3か月)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>市民税課 TEL : 0276-47-1932 【相続放棄の申述】 太田市の管轄は、前橋地方裁判所太田支部 ☎ 0276-45-7751</p>

MEMO

固定資産を持っていた

手続き① 登記されていない家屋（未登記家屋）の名義変更

手続き詳細	期 限
市役所本庁舎 2 階の資産税課で、名義変更手続きをしてください。	遅滞なく
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 家屋補充課税台帳登録内容変更届出書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 （原本をお持ちください。確認後、お返しします。） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 （戸籍全部事項証明書、改製原戸籍、除籍謄本など） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（相続人本人のもの） ※取得後 3 か月以内	資産税課 ☎ 0276-47-1819

手続き② 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。資産税課までご連絡ください。	相当な期間(概ね3か月)
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	資産税課 ☎ 0276-47-1933

4. 税金に関する手続き

軽自動車税が課税されていた

手続き 納税義務の相続

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none">・軽自動車税が課税されていた場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。・名義の変更や登録の抹消をしない場合、亡くなった方名義で軽自動車税が課税され続けますので、速やかに手続きを行ってください。手続き内容と場所については18ページ、42ページをご覧ください。・軽自動車税は毎年4月1日に登録のある車両について、車両の種類ごとの金額が課税されます。 ※月割はありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	原則として相続人
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 0276-47-1931

MEMO

原付バイク（125cc以下）・特定小型原付（電動キックボードなど）・小型特殊自動車（トラクターやフォークリフトなど）を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続せず処分する場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート	原則として相続人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	市民税課
※名義人の氏名・生年月日・生前の住所を記載していただくので確認してきてください	☎ 0276-47-1931

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更や市町村をまたぐ名義変更については、登録する市町村の窓口へお問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書	原則として相続人
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	市民税課
	☎ 0276-47-1931

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護サービス課 TEL：0276-47-1939

保険料が発生していた

手続き 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	介護サービス課 TEL：0276-47-1948

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となりますので返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 （未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 （未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

(経過的) 福祉手当を受給されていた

手続き (経過的) 福祉手当受給権消滅届、相続人指定届、口座振替(銀行振込)変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が(経過的)福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金給付の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求手続きが必要です	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票） <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度心身障がい者(高齢重度障がい者を含む)福祉医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 福祉医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
<p>重度心身障がい者(高齢重度障がい者を含む)福祉医療費受給資格者証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡をもって失効となりますので、返納してください。</p> <p>※未申請の県外受診等の払い戻し手続きがある場合はお問合せください。</p>	<p>返却期限はなし</p> <p>※払い戻しの申請ができるのは、受診日の翌日から5年までです。</p>
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 ※その他必要に応じて、追加書類をご用意いただく場合があります。	医療年金課 ☎ 0276-47-1940

福祉タクシー料金給付利用券の交付を受けていた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

MEMO

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1929

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却又は保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1929

じん臓機能障がい等通院交通費助成金を受けていた

手続き 未支払分の交通費の請求

手続き詳細	期 限
死亡時に同居されていた方については、未支払分の交通費の請求手続きが必要になります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

6. 福祉（障がい）に関する手続き

NHK放送受信料の減免を受けていた

手続き 関係機関への連絡

手続き詳細	期 限
手帳を所持していた方が亡くなった旨をNHK前橋放送局に伝えてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828 NHK 前橋放送局 営業部 ☎ 027-251-1714

有料道路通行料の減免を受けていた

手続き 関係機関への連絡

手続き詳細	期 限
ETC利用登録で減免を受けていた方は、手帳を所持していた方が亡くなった旨を有料道路ETC割引登録係に伝えてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828 有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233

MEMO

自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けていた

手続き 関係機関への連絡

手続き詳細	期 限
手帳を所持していた方が亡くなった旨を関係機関に伝えてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828 【軽自動車の場合】市民税課 ☎ 0276-47-1931 【普通自動車の場合】太田 行政県税事務所 ☎ 0276-31-3261

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

日中一時支援（日帰り短期）・移動支援を利用していた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者証	障がい福祉課 ☎ 0276-47-1828

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更について、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 養育者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 養育者の金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> 養育者のマイナンバーがわかる書類 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0276-47-1942

交通事故や労災事故で亡くなった

手続き 福祉手当の申請手続き

手続き詳細	期 限
交通事故（自動車事故や鉄道事故）、労災事故で亡くなった方に児童がいる場合、児童福祉手当・援助金・入学祝金が対象になります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 養育者の通帳 <input type="checkbox"/> 事故の詳細がわかる書類	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0276-47-1942

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳	親族など
	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0276-47-1942

子ども福祉医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 福祉医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
子ども福祉医療費受給資格者証の交付を受けていた児童が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡をもって失効となりますので、返納してください。 ※未申請の県外受診等の払い戻し手続きがある場合はお問合せください。	返却期限はなし ※払い戻しの申請ができるのは、受診日の翌日から5年までです。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 ※その他必要に応じて、追加書類をご用意いただく場合があります。	児童の保護者
	問い合わせ先
	医療年金課 ☎ 0276-47-1940

7. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等福祉医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 福祉医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等福祉医療費受給資格者証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡をもって失効となりますので、返納してください。 ※未申請の県外受診等の払い戻し手続きがある場合はお問合せください。	返却期限はなし ※払い戻しの申請ができるのは、受診日の翌日から5年までです。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 ※その他必要に応じて、追加書類をご用意いただく場合があります。	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
	問い合わせ先
	医療年金課 ☎ 0276-47-1940

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

水道を使用していた

手続き 名義変更または中止手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が水道の所有者または使用者（名義人）の場合、名義変更の手続きが必要となります。</p> <p>【水道の使用を一時的にやめる場合】中止の手続きが必要です。</p> <p>【水道の使用を廃止する場合】給水装置の撤去工事が必要です。</p> <p>企業団の指定工事店へ、撤去工事依頼をお願いします。</p> <p>（申請は指定工事店がお客様の代理として行います。）</p> <p>※撤去工事費用は所有者の負担となります。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族または同居者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【名義変更の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届（企業団HP又は窓口にあります）</p> <p><input type="checkbox"/> 現所有者が確認できる書類</p> <p>※状況に応じて添付書類が異なりますので、群馬東部水道企業団までお問い合わせください。</p>	<p>群馬東部水道企業団 太田本所 お客様センター ☎ 0276-45-2731</p>

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンプラザ・リサイクルプラザなどへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>処分するものが多量にある場合は、下記施設へ直接搬入をお願いします。</p> <p>【クリーンプラザ】 もえるごみ</p> <p>【リサイクルプラザ】 もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・危険ごみ</p> <p>◎処理料金 10kgあたり130円(家庭ごみの場合)</p> <p>◎受入時間</p> <p>月曜日～金曜日 午前8:30～正午、午後1:00～4:45</p> <p>土曜日 午前8:30～正午</p> <p>◎定休日</p> <p>日曜日、祝日・休日及び12月31日～1月3日</p> <p>※年末(12月29日～30日)の受入時間は「広報おおた」等でご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長辺が250cm以上の粗大ごみは搬入できません。 ●品目によっては搬入量の制限があります。(例:畳・ふとんなど) ●家電リサイクル法対象品など市で処理できないごみは、販売店・専門業者へ依頼してください。 ●古紙類(新聞・雑誌・本・ダンボール・雑がみなど)は行政センター(尾島行政センターを除く)及び生涯学習センターのリサイクル倉庫に出すこともできます。 ●予約制で粗大ごみの戸別収集も行っております。(事前に清掃事業課へ電話予約、1回おおむね5品まで) <p>※ご自身で搬入できない場合は、太田市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に依頼してください。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	<p>【クリーンプラザ・リサイクルプラザへのごみの搬入に関すること】</p> <p>太田市外三町広域清掃組合 (細谷町 604-1)</p> <p>☎ 0276-33-7980</p> <p>【家庭ごみの分け方と出し方、許可業者および戸別収集の予約等について】</p> <p>清掃事業課 (細谷町 604-1 リサイクルプラザ管理棟 2階)</p> <p>☎ 0276-31-8153</p>

パスポートを持っていた

手続き パスポートの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の有効中のパスポートは、死亡により効力を失います。 東サービスセンターへ返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の有効中のパスポート <input type="checkbox"/> 亡くなられたことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 来所する方の本人確認書類（マイナンバー・運転免許証等）	東サービスセンター （石原町 81 イオンモール 太田内 2 階） ☎ 0276-40-1122

犬を飼っていた

手続き 飼い主変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられたときは手続きが必要です。 【犬の新しい飼い主が市内の場合】 環境対策課まで飼い主変更の届出をしてください。 【犬の新しい飼い主が市外の場合】 飼い主が住んでいる自治体にて手続きをしてください。 【飼い主が決まらない場合】 群馬県動物愛護センターへご相談ください。	30日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境対策課 ☎ 0276-47-1893 群馬県動物愛護センター 東部出張所 ☎ 0276-55-0731

9. その他の手続き

森林の土地を相続した

手続き 森林所有者の変更

手続き詳細	期 限
相続により森林の土地を取得した場合は、所有者となった日から90日以内に農業政策課へ届出が必要です。地目「山林」が森林とは限りませんので、事前に右記にお問い合わせください。	90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 土地の位置を示す図面（地図） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利の取得をしたことがわかる書類の写し	森林の土地を新たに取得した方
	問い合わせ先
	農業政策課 ☎ 0276-20-9714

農地を相続した

手続き 農地法第3条の3の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）により農地の権利（所有権や賃借権等）を取得された方は、農業委員会へ届出書を提出してください（概ね10か月以内）。	10か月以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 農地の権利を取得したことがわかる書類（登記事項証明書の写し等）	農地の相続人
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0276-20-9715

土地区画整理事業地内の仮換地を相続した

手続き 所有権移転手続き

手続き詳細	期 限
法務局での相続登記完了後、清算金取扱者が新所有者と異なる場合には所有権移転届を提出してください。 ※清算金取扱者＝新所有者の場合には、所有権移転届の提出は不要です。 ※清算金取扱者等についての説明を受けたい場合、担当課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 所有権移転届 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (写し可) <input type="checkbox"/> 委任状 (代理の場合)	市街地整備課 ☎ 0276-47-1841 尾島東部 土地区画整理組合 ☎ 0276-52-2061

土地区画整理事業地内の保留地を相続した

手続き 保留地相続の手続き

手続き詳細	期 限
保留地は法務局にて登記が存在しないため、土地区画整理事業完了まで事業施行者が台帳にて所有権等を管理しています。相続の際には手続きが必要となります。該当される方は提出書類及び提出方法をご説明いたしますので、担当課へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
右記お問い合わせ先へお問い合わせください。	市街地整備課 ☎ 0276-47-1841 尾島東部 土地区画整理組合 ☎ 0276-52-2061

9. その他の手続き

空き家を相続した

手続き① 空き家の相談（空き家情報バンク制度の利用）

手続き詳細	期 限
<p>住んでいた家が空き家になることで、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがあるため、空き家の適切な管理をお願いします。</p> <p>市では空き家を売りたい方（貸したい方）から空き家の情報を提供してもらい、買いたい方（借りたい方）へ情報を提供する空き家バンクの制度を運用しています。空き家バンクに関するご相談は、まちづくり推進課へご連絡ください。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録申請書 <input type="checkbox"/> 空き家バンク登録カード（間取図、写真等）	建物の所有者等
	問い合わせ先
	まちづくり推進課 ☎ 0276-47-1843

手続き② 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除を利用したい

手続き詳細	期 限
<p>空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震基準を満たした家屋を譲渡、またはその敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から最大3,000万円が特別控除される場合があります。詳細については、所管の税務署かまちづくり推進課へお問い合わせください。</p>	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	まちづくり推進課 ☎ 0276-47-1843

MEMO

八王子山公園墓地（納骨堂）を使用したい

手続き① 納骨堂使用の手続き（期限付納骨壇・永年合葬室）

手続き詳細	期 限
担当課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市に住所を有する方で、親族の焼骨をお持ちの方 ・死亡時において太田市に住所を有していた親族の焼骨をお持ちの方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死体火葬許可証または改葬許可証 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票（本籍記載のもの） <input type="checkbox"/> 申請者と死亡者との関係が分かる戸籍謄本	花と緑の課 （西本町 34 - 25） ☎ 0276-32-6599

手続き② 生前登録の手続き

手続き詳細	期 限
担当課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	太田市に住所を有する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票（本籍記載のもの）	花と緑の課 （西本町 34 - 25） ☎ 0276-32-6599

手続き③ 使用者の承継手続き（期限付納骨壇のみ）

手続き詳細	期 限
使用者が亡くなられたときは使用者の承継手続きが必要になりますので、担当課へお問い合わせください。	15年期限期間中
	手続き可能な人
	戸籍で関係がわかる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 承継する方の住民票 <input type="checkbox"/> 申請者と前利用者との関係が分かる戸籍謄本	花と緑の課 （西本町 34 - 25） ☎ 0276-32-6599

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		社会保険の被保険者(本人)が亡くなると、被扶養者(家族)は資格喪失となるので、市町村国保などへ加入する必要があります。 【国保加入手続き時に必要なもの】社会保険離脱証明書等社会保険の資格喪失が確認できる書類、世帯主と国保に加入する方全員のマイナンバーが分かるもの、届出人の本人確認書類
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求		2年以内
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所で請求が可能です。 受給権の確認や必要書類についても、「ねんきんダイヤル」または年金事務所にご確認ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 館林税務署 ☎ 0276-72-4373
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。事前に各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	太田警察署 ☎ 0276-33-0110 (代表) 太田交通安全協会 ☎ 0276-45-1615
<input type="checkbox"/>	次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	太田保健福祉事務所 ☎ 0276-31-8241
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っている		
<input type="checkbox"/>	預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	各金融機関
<input type="checkbox"/>	生命保険など	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険など	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	有価証券	名義変更等に関すること	取引証券会社
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 館林税務署 ☎ 0276-72-4373
<input type="checkbox"/>	不動産登記	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	前橋地方法務局太田支局 ☎ 0276-32-6100（代表）
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定電話、携帯電話	契約継承、解約	
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更、解約	
<input type="checkbox"/>	電気・ガス		
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ		
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料		☎ 0120-15-1515
<input type="checkbox"/>	普通自動車、126cc 以上のバイク を所有していた	名義変更・廃車の手続 き	関東運輸局 群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車をお持ちだっ た方	名義変更・廃車の手続 き	軽自動車検査協会 群馬事務所 ☎ 050-3816-3109
<input type="checkbox"/>	普通自動車	自動車税に関すること	太田行政県税事務所 ☎ 0276-31-3261

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

印

生年月日

年

月

日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和

年

月

日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

印

生年月日

年

月

日生

電話番号

—

—

(宛先)太田市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ずすべて記入してください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

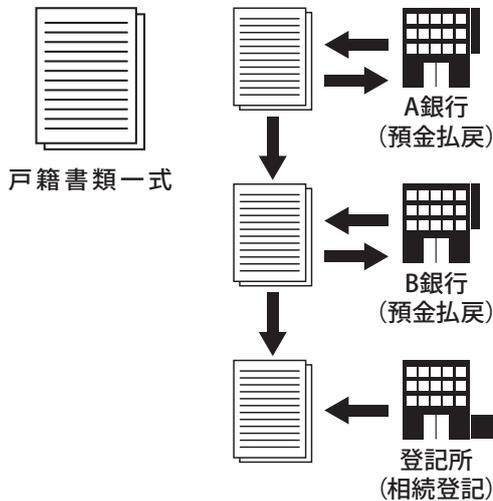
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

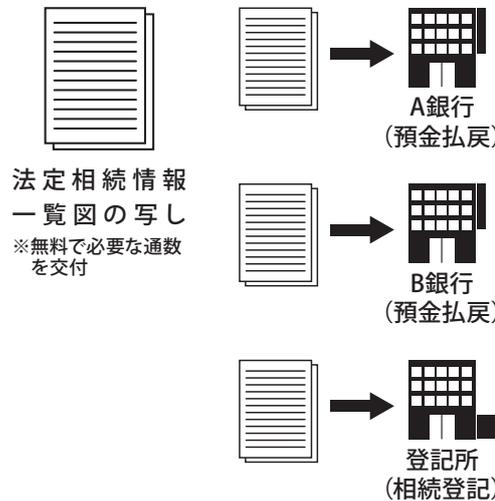
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

家系図 (3親等内の親族)

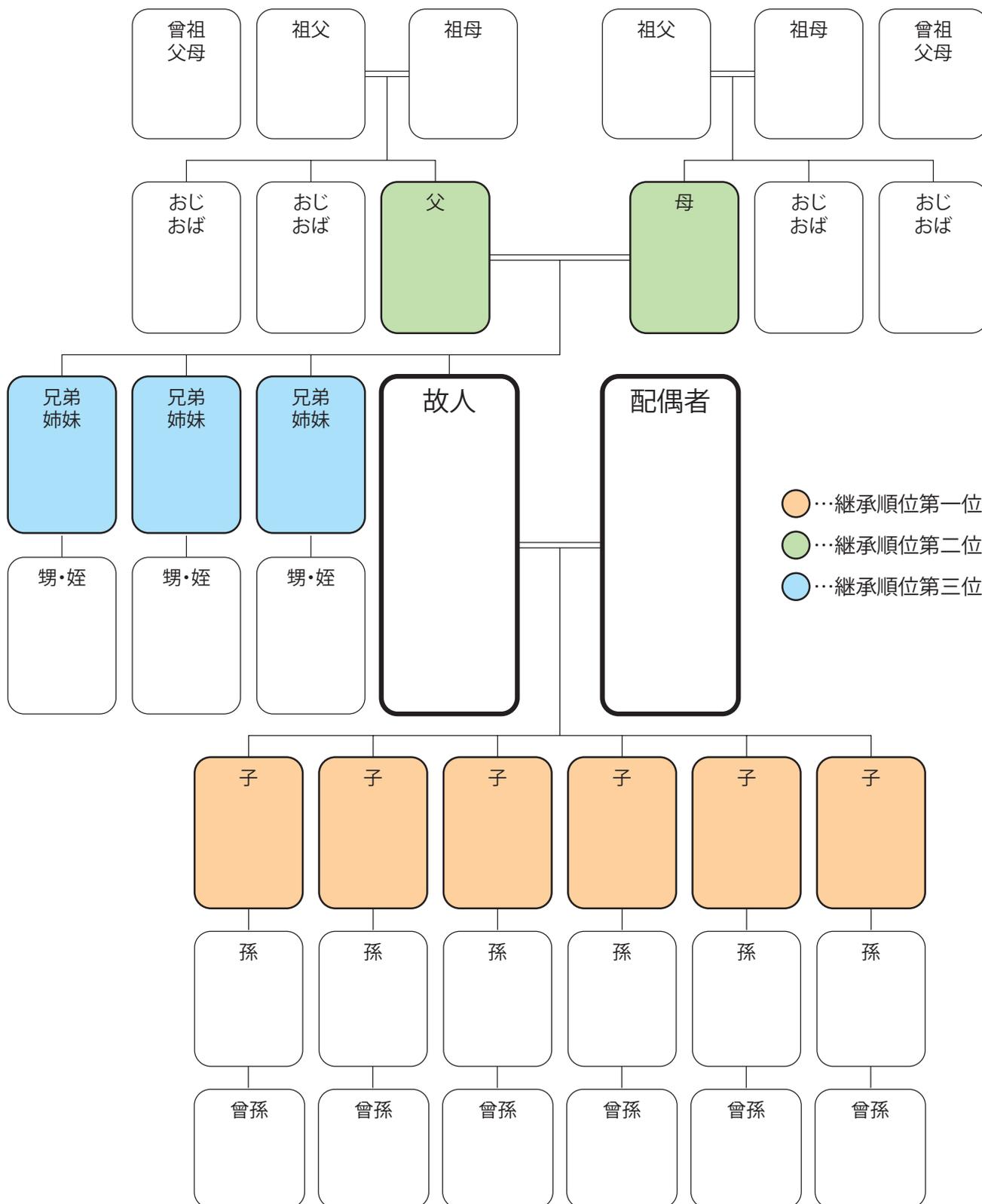
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 太田市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年9月

